



議会だより

発行・七飯町議会
編集・七飯町議会広報広聴特別委員会

令和8年 第1回定例会

・令和8年度一般会計予算に対して修正案を提出。 全員一致で修正案を可決。

令和8年第1回定例会は、3月3日に招集され、会期を6日までの4日間として開催されました。令和8年度一般会計及び各特別会計予算、企業会計予算等の議案21件、報告1件を審議しました。

一般質問では2人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質しました。

また、議会からは常任委員会報告1件、特別委員会報告1件が提出されました。他に、請願書1件の提出があり、民生文教常任委員会へ付託されました。



第1回定例会
審議結果

審議結果

【第1回定例会】令和8年3月3日～6日の審議結果は下記のとおりです。

○=全員一致で可決 ◯=賛成多数で可決 ●=賛成少数で否決 ×=賛成なしで否決

区分	結果	番号	議 件 名 等	継続審査・調査
予 算	修正可決	議案第 8 号	令和8年度七飯町一般会計予算	
	○	議案第 9 号	令和8年度七飯町国民健康保険特別会計予算	
	○	議案第 10号	令和8年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算	
	○	議案第 11号	令和8年度七飯町介護保険特別会計予算	
	○	議案第 12号	令和8年度七飯町水道事業会計予算	
	○	議案第 13号	令和8年度七飯町下水道事業会計予算	
条例制定	○	令和7年 議案第51号	七飯町デマンド型交通の運行に関する条例の制定について	総務経済常任委員会報告
	○	令和7年 議案第52号	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について	民生文教常任委員会報告
	付 託	議案第 15号	七飯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	民生文教常任委員会へ付託
議案等 条例改正	○	令和7年 議案第55号	七飯町手数料条例の一部改正について	総務経済常任委員会報告
	○	令和7年 議案第56号	七飯町環境保全条例の一部改正について	総務経済常任委員会報告
	○	議案第 16号	七飯町税条例の一部改正について	
	○	議案第 17号	七飯町高齢者福祉措置費用徴収条例の一部改正について	
その他	○	議案第 14号	第6次七飯町総合計画の策定について	
補正予算	○	議案第 18号	令和7年度七飯町一般会計補正予算（第10号）	
	○	議案第 19号	令和7年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	
	○	議案第 20号	令和7年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
	○	議案第 21号	令和7年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第5号）	
	○	議案第 22号	令和7年度七飯町水道事業会計補正予算（第4号）	
	○	議案第 23号	令和7年度七飯町下水道事業会計補正予算（第4号）	
	○	議案第 24号	令和8年度七飯町一般会計補正予算（第1号）	
意見書等	付 託	請願第 1号	再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの実効性強化を求める請願書	民生文教常任委員会へ付託
	○	発議案第2号	非核三原則の堅持と法制化を求める意見書	
その他	報告済	報告第 1号	令和8年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について	
	報告済		出納検査報告	
	報告済		定期監査報告	
	報告済		常任委員会報告（総務経済常任委員会）	
	承認		議員の派遣について	
	許可		閉会中の継続調査の申し出について	
	承認		閉会中の委員会活動の承認について	

令和8年第1回定例会 審議して決まったこと

条例制定

◆七飯町デマンド型交通の運行に関する条例の制定について
現在実施している大沼地区移動支援実証実験について、令和8年4月1日より有償（1回につき500円）による本格運行を実施するため条例を制定。

◆社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について
社会福祉法第58条第1項に基づき、社会福祉法人に対する助成の手続に關し必要な事項を定める条例を制定。

◆七飯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
慎重を期すため民生文教常任委員会へ付託し、閉会中の継続審査とした。

条例改正

◆七飯町手数料条例の一部改正について
農業委員会の現況証明手数料について、前回見直しから26年が経過し、また近年、人件費・物価等の業務コスト全体の上昇がみられることから改正。

◆七飯町環境保全条例の一部改正について
開発行為許可申請手数料について、公費負担と受益者負担の公平性確保の

観点から、社会情勢等の変化に応じ適正な単価に改定。

◆七飯町税条例の一部改正について
地方税法等の一部を改正する法律において公示送達がデジタル化されることから、同様に改正。

◆七飯町高齢者福祉措置費用徴収条例の一部改正について
町が老人福祉法の規定に基づいて介護保険サービスの措置を実施した際に本人から徴収する徴収金について、介護保険法に基づく利用者負担額と同一水準とするため改正。

◆七飯町高年齢者福祉措置費用徴収条例の一部改正について
町が老人福祉法の規定に基づいて介護保険サービスの措置を実施した際に本人から徴収する徴収金について、介護保険法に基づく利用者負担額と同一水準とするため改正。

◆七飯町高年齢者福祉措置費用徴収条例の一部改正について
町が老人福祉法の規定に基づいて介護保険サービスの措置を実施した際に本人から徴収する徴収金について、介護保険法に基づく利用者負担額と同一水準とするため改正。

令和8年度予算

◆令和8年度予算について、防災行政無線親局設備等更新委託料を削除する修正案を議員より提出し、修正案を全員一致で可決。

【令和8年度予算（骨格予算）】	
令和8年度は町長選挙のため、義務的経費等を主体とした骨格予算となっている。	
一般会計	12,862,307千円
特別会計	
国民健康保険	3,186,500千円
後期高齢者医療	628,500千円
介護保険	3,002,500千円
水道事業会計	
収益的収入	633,270千円
収益的支出	551,850千円
資本的収入	358,230千円
資本的支出	552,475千円
下水道事業会計	
収益的収入	830,240千円
収益的支出	820,310千円
資本的収入	428,558千円
資本的支出	618,258千円

補正予算

◆七飯町一般会計補正予算（第10号）
補正額…1億9千4百884千円

◆決算見込みによるもの他、大中学校空調設備設置工事、大中学校普通教室棟トイレ改修工事等に伴う補正。

◆七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
補正額…1千8百09千円

◆七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
補正額…47千円

◆七飯町介護保険特別会計補正予算（第5号）
補正額…7千610千円

◆七飯町水道事業会計補正予算（第4号）
支出補正額…2千8百196千円

◆七飯町下水道事業会計補正予算（第4号）
支出補正額…4千4百347千円
補正額…1百743千円

◆令和8年度七飯町一般会計補正予算（第1号）
大沼お出かけ号の運行経費を補正。

◆令和8年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について

◆令和8年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について

◆第6次七飯町総合計画の策定について
議員の派遣について
閉会中の継続調査の申出について
閉会中の委員会活動の承認について

◆再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの実効性強化を求める請願書
民生文教常任委員会へ付託。

発議案（意見書）

◆次の意見書について可決
◎非核三原則の堅持と法制化を求める意見書

令和8年第1回臨時会（1月26日）

◆七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
期末手当について、一般職と同様に人事院勧告に合わせた合計支給率となるように改正。（支給率4.65月）

◆専決処分承認を求めることについて「七飯町一般会計補正予算（第8号）」
補正額…2千2百893千円

◆七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
職員給与に関する条例の一部改正について

◆七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
七飯町一般会計補正予算（第9号）
補正額…1億4千1百73千円

◆七飯町一般会計補正予算（第9号）
補正額…1億4千1百73千円

◆七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
補正額…698千円

◆七飯町介護保険特別会計補正予算（第4号）
補正額…266千円

◆七飯町水道事業会計補正予算（第3号）
補正額…887千円

◆七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）
補正額…227千円

総務経済常任委員会 所管事務調査：道路維持管理の現状について

近年の道路維持管理においては、町直営の土木作業員が減少傾向であることから、町道の草刈業務や除排雪業務等の維持管理業務を民間事業者へ委託する傾向にある。令和7年度においては、町直営の土木作業員による草刈業務において遅延が見られ、住民から苦情の声があがっていたことから、土木作業員の人員確保を検討願いたい。

また、除排雪作業において現地調査及び除雪車両に設置しているドライブレコーダーの録画動画を確認した結果、以下の点について委員会として要望する。

①児童・生徒の通学路については、安全確保の観点から交差点等の排雪を適宜行う事、②町道の除排雪については、天候・気温・降雨・降雪等の状況確認を徹底し、交通に支障が無いよう速やかに対応すること、③委託事業者が提出する報告書にアルコールチェック項目欄を追加し、アルコールチェック管理業務を徹底すること、④町民による民地から町道への雪出しは、道路法や道路交通法で禁止されており、罰則の対象となる行為である。交通の妨げや事故の原因となるため、雪出し行為を行う町民に対して対応を厳しく行うこと。



報告書全文
は町HPへ

特別委員会報告：第6次七飯町総合計画に関する調査特別委員会

七飯町は今後、少子高齢化の進行等により人口減少が進み、併せて税収が減少し自主財源の確保が一層厳しくなると予想され、町民・行政・議会が一体となり、それぞれの役割、責務を果たし、まちづくりを進めていかなければならないと考える。

第6次七飯町総合計画については、先を見通した財源の確保と、着手すべき事業の優先順位を十分に勘案しながら、各事業の個別計画をしっかりと精査し、住民の意見を反映した中で町と議会が協力し合い、一つ一つの事業を確実に遂行することが必要である。



報告書全文
は町HPへ

総務常任委員会 付託事件：令和7年議案第51号 七飯町デマンド型交通の運行に関する条例の制定について

委員会において、令和8年4月1日から施行する「デマンド型交通の運行に関する条例施行規則」の内容を確認し、今後町内全域において運用できるようにするため、施行規則第7条に規定している乗車券の購入については、大中山出張所を加えることを確認した。

また、大沼お出かけ号の使用料については1回の乗車につき500円と規定している。渡島・松山管内の他自治体で運行している予約型バスや巡回バスの運用方法や状況等を確認したところ、金額は1回500円以内であった。七飯町のデマンド型交通の運行における利用料金を500円以内としたことについては、令和6年度に行った大沼地区移動支援実証実験利用者使用金額アンケートの結果からも適正な金額である。

以上のことを踏まえ、委員会において慎重に審査をしたところ、現在、町が取り組む重要施策の一つとして、交通空白地域の解消及び高齢者の交通手段の確保が求められており、採決を行った結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。



議案第51、
52、55、56号
の全文はこ
ちら

民生文教常任委員会 付託事件：令和7年議案第52号 社会福祉法人に対する助成 の手續に関する条例の制定について

町ではこれまで町内の社会福祉法人に対する助成の手續きは、七飯町補助金等交付規則・七飯町財務会計規則・財産の交換、譲与、無償貸付等及び行政財産の使用料に関する条例に基づき実施していたところである。

一方、社会福祉法においては、条例で定めなければならないとされていることから、新たに社会福祉法人に対する助成の手續きに関し必要な事項を定める条例を制定するものである。

委員会において慎重に審査をしたところ、社会福祉法人に対する助成の手續に関する基本的な事項等について条例で定めるものであり、採決を行った結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

総務経済常任委員会 付託事件：令和7年議案第55号七飯町手数料条例の一部改正について

「農業委員会の現況証明手数料」の手数料額を、近年の人件費・物価等の業務コスト全体の上昇がみられることから、農業委員会事務等を円滑かつ適正に処理するため条例の一部を改正しようとするものである。

改正の内容は、手数料を徴収する事項及び金額を定める第2条、別表30の項中、農業委員会の現況証明手数料1件につき（3筆まで）の手数料額「1,000円」を「1,400円」と改めるものである。

条例の一部改正の内容を審査したところ、前回の見直しから26年経過しており、近年の物価上昇を考慮した結果、農業委員会事務等を円滑かつ適正に処理するため条例の一部改正をしようとするものであり、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

総務経済常任委員会 付託事件：令和7年議案第56号七飯町環境保全条例の一部改正について

条例に基づく開発行為許可申請手数料が、七飯町手数料条例別表33の項中「都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為許可申請手数料」と乖離が生じており、公費負担と受益者負担の公平性確保の観点から、社会経済情勢等の変化に応じ適正な単価に改正するため、条例の一部を改正しようとするものである。

条例の一部改正の内容を審査したところ、北海道自然環境等保全条例と相まって環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、町の区域内における無秩序な開発を防止し、もって地域住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として条例の一部改正をしようとするものであり、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

総務経済常任委員会 付託事件：令和7年議案第53号 七飯町附属機関設置条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関については、条例において規定することとされており、これまで個別の条例において設置してきたところである。

しかし、町及び教育委員会において、要綱等により設置している委員会等が存在しており、特別職非常勤職員の報酬額の見直しにあわせてこれらを整理した結果、附属機関に該当する委員会については、その設置根拠及び任用根拠を明らかにし、当委員会に付託された令和7年議案第53号七飯町附属機関設置条例（以下「条例」という。）において整理し、あらたにこの条例を制定するものである。

条例の内容を審査したところ、法の定めに従い、制定しようとするものであり、このことを踏まえ採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。



議案第53、54号の全文はこちら

総務経済常任委員会 付託事件：令和7年議案第54号 七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

条例の内容を審査したところ、町は七飯町特別職報酬等審議会に対し諮問し、見直しが適正である旨の答申を得たことから、当該答申に基づきこの条例を改正しようとするものであり、このことを踏まえ採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

付帯意見

別表第4の区分、特に「投票所の投票立会人」に関しては、投票所設置における人材確保を要する観点、また、投票時間が午前7時から午後8時までの13時間に及び長時間拘束することへの配慮、特別職非常勤職員である投票立会人には最低賃金法が適用されないことへの社会的説明責任への対応など、これら3点を踏まえて令和8年度中に再精査、再検討することを委員会として望むものである。

一般質問



質問項目はこちら

一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって町に疑問点を質し、所信の表明を求めるものです。YouTubeチャンネルでは個人ごとの質問を見ることができます。

質問議員2人 質問項目3問

一般質問の原稿は、質問者本人が質問と答弁を要約して作成しています。
なお、詳細な質疑や答弁についてはYouTubeチャンネルや会議録をご覧ください。

非FIT太陽光発電施設について

平松 俊一 議員

Q町内で太陽光発電施設等を建設する場合のガイドラインはあるが、規制できる条例ではない。最近では全国各地で環境破壊や土砂崩れにつながる再生可能エネルギー施設を規制する動きが出ている。当町も施設撤去費用を確保できる仕組みを含めた規制強化に向けて条例制定を行うべきではないか。

A環境配慮と地域との共生を図る目的の町ガイドラインは、各地で起きている問題を防ぐためにも見直ししたい。また、条例制定については各自自治体の状況を参考に検討していきたい。

その他の質問 町内街路灯の交換時期について



動画で確認

SNS公式アカウント開設のお知らせ

七飯町議会では、Facebook及びInstagramに公式アカウントを開設しました。

各委員会の開催状況などを議員自らアップしていきますので、ぜひフォローしていただければと思います。



七飯町議会 Facebook アカウント



七飯町議会 Instagram アカウント

七飯町の公共交通の推進について
上野 武彦 議員

Qパブリックコメント募集の資料としてホームページに第6次七飯町総合計画（案）が掲載されており、資料の中では七飯町からの転出の理由について①交通の便が良くないから 58.8% ②日常の買い物などの生活の便が良くないから 50.8% などとなっております。交通の便を含め住民にとっての暮らしやすさが、重要と考える。町が考える地域公共交通の今後の在り方は。

A七飯町の地域公共交通計画は、令和4年から9年10月までの計画である。計画に基づいて地域の実情をふまえ、既存の公共交通機関を補完できるようにデマンド型交通などを検討していく。



動画で確認